

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「表面電離型質量分析計の年次点検」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2023年 9月28日
- (5) 納 入 場 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：イイズミ ジュンコ
担 当 者 名：飯泉 順子
電話番号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：jiizumi@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2023年 2月17日(金) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2022年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2023年 2月 8日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長事務取扱
理事 小林 功

提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長事務取扱
理事 小林 功 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2023年2月8日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「表面電離型質量分析計の年次点検」
2. 添付資料
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

表面電離型質量分析計の年次点検 仕様書

2023年度

公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 作業内容	1
5.1 対象設備及び装置	1
5.2 作業項目	1
5.3 作業方法	1
5.3.1 電気系の点検	1
5.3.2 真空系の点検	1
5.3.3 性能確認	2
6. 作業に必要な資格等	2
7. 支給品及び貸与品	3
7.1 支給品	3
7.2 貸与品	3
8. 提出書類	3
9. 検収条件	3
10. 契約不適合責任	3
11. 適用法規及び規定等	4
12. 特記事項	4

13. 総括責任者	4
14. その他	4

1. 件名
表面電離型質量分析計の年次点検
2. 目的
本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）六ヶ所保障措置分析所（以下「OSL」という。）において運用している表面電離型質量分析計の機能維持のための年次点検作業について定めたものである。
受注者は、対象設備及び装置の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施すること。
3. 作業実施場所
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付 4-108
日本原燃株式会社 六ヶ所再処理事業所内
OSL 内指定場所
4. 納期
2023年9月28日
（作業期間：契約後、センター検査分析部六ヶ所分析課と調整して決定すること。）
5. 作業内容
 - 5.1 対象設備及び装置
表面電離型質量分析計 2台(Thermo Fisher Scientific 社製 TRITON-TI)
 - 5.2 作業項目
 - (1) 電気系の点検
 - (2) 真空系の点検
 - (3) 性能確認
 - 5.3 作業方法
 - 5.3.1 電気系の点検
装置付属の診断プログラムを用いて Instrument status、Ion source、High voltage、Magnet の状態を確認し、結果を点検報告書に記載すること。
 - 5.3.2 真空系の点検
 - (1) ロータリーポンプの動作確認
オイルの量、オイルの劣化の度合い、異常音の有無を確認し、結果を点検報告書に記載すること。

- (2) ターボ分子ポンプの動作確認
インジケータランプ点灯、異常音の有無を確認し、結果を点検報告書に記載すること。
- (3) イオンポンプ及びイオンポンプ制御電源の動作確認
発熱及びリーク電流の異常の有無を確認し、結果を点検報告書に記載すること。
- (4) 真空度の確認
イオンソース、分析管、フォアバキュームの真空度が以下に記す値に到達することを確認し、結果を点検報告書に記載すること。
- ・イオンソース : $<5 \times 10^{-7}$ [mbar]
 - ・分析管 : $<5 \times 10^{-8}$ [mbar]
 - ・フォアバキューム : $<5 \times 10^{-2}$ [mbar]

5.3.3 性能確認

ピーク安定性、検出器の分解能、アバundance感度が以下に記す値を満たしていることを確認し、結果を点検報告書に記載すること。また、標準試料 (IRMM184、NBL500、NBL137、NBL128) を用いて測定結果を確認し、結果を点検報告書に記載すること。なお、標準試料のフィラメントへの塗布や質量分析計へのセット等のグローブボックス作業はセンター六ヶ所分析課が実施する。

- ・ピーク安定性 : $<5 \times 10^{-4}$
- ・検出器の分解能 : >450 (10%谷値)
- ・アバundance感度 : $<1 \times 10^{-5}$
- ・標準試料を用いた測定 : 測定が正常に終了し、測定結果が以下の範囲にあること。
 - IRMM184 235/238 : 0.007245~0.007275
 - NBL 500 235/238 : 0.999610~1.000350
 - NBL 137 240/239 : 0.241235~0.241310
 - NBL 128 240/239 : 1.000610~1.001120

6. 作業に必要な資格等 なし

7. 支給品及び貸与品

7.1 支給品

- (1) 品名 : 標準試料 (IRMM184、NBL500、NBL137、NBL128)、液体窒素、水及び電気等のユーティリティ
- (2) 数量 : 必要量
- (3) 支給場所 : OSL 内作業場所
- (3) 支給時期 : 作業期間中
- (5) 支給方法 : 現場支給

7.2 貸与品

- (1) 品名 : ポケット線量計、防護衣、防護マスク、放射線測定器、工具等
- (2) 数量 : 必要数
- (3) 引渡場所 : OSL 内作業場所
- (4) 引渡時期 : 作業期間中
- (5) 引渡方法 : 現場貸与

8. 提出書類

受注者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。

No.	書類名	提出期限	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1
2	作業要領書	作業開始 2 週間前までに (日本語版及び英語版を提出すること)	各 1
3	作業工程表	作業開始 2 週間前までに	1
4	点検報告書	作業後 1 ヶ月以内に (日本語版及び英語版を提出すること)	各 1
5	議事録	打合せ後速やかに	1
6	センターが要求する申請書	センターが要求する申請書の提出期限までに	1

(提出場所) センター検査分析部六ヶ所分析課

9. 検収条件

「5. 作業内容」の終了、「8. 提出書類」の提出並びに、センターが仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 契約不適合責任

(1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致 (以下「契約不適合」という。) が発見されたときは、センターの当該契約不適合にか

かる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。

(2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から3か月以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規及び規定等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電離放射線障害防止規則
- (3) 六ヶ所保障措置センターが定める規定類
- (4) 日本原燃株式会社が定める規定類
- (5) その他、関係法令等

12. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書の記載事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、センター検査分析部六ヶ所分析課と協議の上、その決定に従うこと。
- (2) 受注者は、センター検査分析部六ヶ所分析課から保安上の指示を受けた場合は、その指示に従い行動すること。
- (3) 受注者は、本作業を実施することにより取得した作業に関するデータ、技術情報、成果、その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供しないこと。ただし、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。

13. 総括責任者

受注者は、本作業を履行するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する統括責任者を選任し、次の任務にあたらせること。

- (1) 現場作業者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本作業履行に関するセンターとの連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

14. その他

- (1) 本作業時間は、原則としてセンターの就業時間内に実施すること。
- (2) 現場作業者は、OSLにおける放射線業務従事者の指定を受けること。
- (3) 安全対策及び作業安全については、事前にセンター検査分析部六ヶ所分析課と綿密な打合せを行い、作業の安全確保に努めること。

以上